

ティーオン訪問看護ステーション

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ



当ステーションでは、医療DXを活用し、より質の高い訪問看護サービスを提供するため、オンライン請求およびオンライン資格確認の体制を整えております。これにより、オンライン資格確認を通じて取得した診療情報、薬剤情報などを訪問時に看護師が取得・活用し、訪問看護の計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。この取り組みに伴い、2024年の診療報酬改定において新設された「訪問看護医療DX情報活用加算」 50円/月を算定いたします。

訪問看護医療DX情報活用加算の施設基準

当ステーションは、以下の基準を満たしております。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年 厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

今後も、最新の技術を活用しながら、安全かつ質の高い訪問看護サービスの提供に努めてまいります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

以上